

令和7年度 第3回山梨県最低賃金専門部会 議事録(一部議事要旨)

1 日 時：令和7年8月21日（木）午前9時30分～12時30分

2 場 所：山梨労働局 1階第会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、後藤委員
労働者代表 船渡委員、白倉委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員
事務局 小林労働基準部長、片山監督課長
小林賃金室長、深沢室長補佐

4 議 事

- (1) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (2) その他

5 審議会内容

(室長補佐)

本日は、労働者側の松長委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上又は各側委員の3分の1以上の御出席をいただいておりますので、定足数が満たされていることが確認できましたので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議ができますことを報告いたします。

それでは、ただいまから山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

また、本専門部会について事前に公開に係る公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

それでは、後藤部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 (1) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(後藤部会長)

おはようございます。早速議事に入りたいと思います。

次第に従いまして、まず、議題(1)山梨県最低賃金改正決定審議に入りたいと思います。

審議に先立ちまして、事務局から、配布資料について説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元に、次第とその下に配席表、机上配布としまして、他県の最低賃金決定状況、8月19日現在の資料ということで、机上配布をさせていただきました。

お手元、大丈夫でしょうか。今日の資料は以上です。

(後藤部会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。

続きまして、各側の控室につきまして説明を事務局からお願いします。

(賃金室長)

控室につきましては、昨年度と同様に、本年度も公益委員と各側委員との個別の折衝はこの会議室で行っていただきます。

労働者側、使用者側それぞれに待機いただく控室につきましては、労働者側は3階の第3相談室、使用者側は4階の第5相談室となっております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

公益委員による各側個別の折衝を行っていただく際には、それぞれ待機いただいている部屋に事務局が御案内に参りますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(後藤部会長)

今いただいた説明を前提にしまして、山梨県最低賃金改正決定審議に入りたいと思います。

前回の専門部会におきまして労使双方から基本的見解を主張していただきました。これに関して、本日、追加変更する点がございましたら、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(追加変更等なし。)

(後藤部会長)

よろしいでしょうかね。公益委員から何かございますか。

(公益側委員)

(なし。)

(後藤部会長)

これから具体的な金額の審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額の表明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いしてもよろしいでしょうか。

(労働者側委員)

労働者側、1回目の金額提示でございます。

連合としましては、リビングウェッジのことを考えておりまして、目安プラス69円、132円を提示させていただきたいと思います。

あくまでも、連合リビングウェッジで生活できると基準ということで出しておりますので、この金額を第1回目で提示させていただきたいと思います。

132円、お願いいたします。

以上です。

(後藤部会長)

ありがとうございました。

続きまして、次に使用者側お願いできますでしょうか。

(使用者側委員)

使用者側の提示についてですが、金額は、プラスの35円

基本的見解においても申し上げましたが、提示金額に関しましては、3要素のうち、特に通常事業の賃金支払い能力に重点を置き、その上で3要素、賃金改定状況調査結果の、とりわけ第4表②におけるBランクの労働者の賃金上昇率、これを重視しまして、第4表のうち、最低賃金近辺の労働者の最も多いと推測されるパートの賃金上昇率、プラスの3.5%を根拠として35円といたしました。

これについては、甲府市の消費者物価指数、2025年5月3.6%とおおむね同水準でございます。

県内の労働者の生活にも十分配慮していると考えております。

以上です。

(後藤部会長)

ありがとうございました。

ただいま、労使双方から、金額を御提示いただきました。

従来の例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝に入らせていただきます。

まず、公益委員の打合せを行いたいと思いますので、各側の委員におかれましては、先ほど説明のありました控室で一旦待機をお願いいたします。

しばらくお時間をいただきまして、まずは、労働者側から御意見を伺うという順番にしたいと思います。

それでは、ここで、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(長谷川委員)

先般知事から局長あてに要請文みたいなのが出たのは、皆さん御承知のことだと思いますけど、使用者側としては、国に対しても、政治的介入がありましたよと報告をしたいですね。

この場面で、それをどういうふうに皆さんが考えるのかっていう、あくまでも、最低賃金を決める、最低賃金は各県が決めなければいけないっていう法律であって、法律上は法定3要素を見なさいっていうふうに書いてある。

先ほど局長から説明のあった厚生労働大臣からですか、文書の最後の2行っていうか、下から3行目なのかなあ、地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組は、各都道府県の賃金環境も踏まえ、この踏まえっていう言葉自体が、ちょっとこう、法律の法定3要素以外に踏まえなさいっていうふうに取り取れるので、山梨県の最低賃金を決めるこの会では、知事さんの要請文もこれについても、どういうふうにとらえて前に進むのかなっていうのがちょっと、皆さんの総合的見解っていうか、統一の見解っていうかそういうのがある程度必要なのかなっていう気がするんですけど、どういうものでしょうかね。

(早川委員)

これについては、グランドデザイン、このグランドデザイン自体は年度が替わるだけで、文書は基本的には同じで、謳われてることで、私も3年位前に初めてこれを読んだときに、法律で決まっているのにこの文章はって。

中央最低賃金審議会の最終的な報告の中には、このグランドデザインを踏まえとかって入ってるので、法律にプラスして、考え方も踏まえて検討しろと。

それから、主張とすると、大原則は、やっぱり法律に記載されている3要素を軸にして話をしていけないとおかしいのかなと。

表側に、その知事が言っている人口減少の対策の一環としてこうしたとかということが前面に出てくるのは、これはおかしい。

議論の中でそういう話が、やりとりが仮にあったとしても、それを根拠にしてとか決定打にして決まるっていうのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと、最終的な着地は、やっぱり法律に基づいてということ。

議論の中で踏まえるのはいいけれども、そこを根拠にするのはおかしいかなと、個人的には考えています。

(後藤部会長)

現段階では、労使ともに、先ほど御主張いただいた中で、県のお話とか出てないと認識しておりますので、今の段階でその内容をどうするかということとここで、コンセンサスを問う必要があるのかなと、もし出てきた場合にそこはどうするかというのは、議論になるかもしれませんが、今のところ、そういう話がない中で、先行してそこだけどう扱いましょうっていうのは、まだ、必要ないのかなあと、個人的には思います。

(長谷川委員)

わかりました。

(後藤部会長)

ほかに、この段階で何かありますか。

(長谷川委員)

でも、知事の要請は、そっちはどうなのって聞きたい。

いい文書出してくれたという雰囲気なのか余計なことなのか。

(船渡委員)

こちらとしてはプラス要素にはなっている。

まあ、法定3要素は、枠組みは、確かにそうあるんですけども、やっぱり地域間格差っていうのもありますので、そういったところもやっぱり、殻っていうんですかね、枠組みからも外れたというか、その踏まえたというところもやっぱり、適切な表現があるかなって労働者側としても思う。

まあ、知事の要請は、労働者側としてはありがたいかなあっていうのが率直なところですけども。

(長谷川委員)

はいわかりました。

(後藤部会長)

その辺の扱いも、今後の議論が進む中で、もし必要があればお互いで議論を戦わして行ければなあというふうに思います。

それでは、先ほどの続きとなりますが、ここで、一旦専門部会の審議を中断させていただきます。

(以下、金額審議を実施。)

概要は、以下のとおり。

(1) 労働者側との折衝

ア 労働者側の主張

リビングウェッジ根拠では 132 円であるが、政府の目標である全国加重平均で 1,500 円を達成するためには、2029 年までの 5 年間、毎年 89 円の引き上げを行う必要があると試算していることから、プラス 89 円を主張する。

イ 公益の見解

労働者側の金額を使用者側に示すこととされた。

(2) 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

昨年と同じ 50 円を主張する。

根拠としては、生計費、賃金、賃金支払い能力という 3 つの要素を個別に分析して、その最大値と最小値の中間で 50 円とした。

最低賃金額 988 円の 50 円引き上げで引き上げ率は 5.06%、従業員一人当たりの付加価値額が 4.7%であるので、これを上回る金額である。

イ 公益の見解

使用者側の検討結果を労働者側に伝えることとされた。

(3) 労働者側との折衝

ア 労働者側の主張

公益委員から、使用者側の金額及び 3 要素からの計算方法等について説明したところ、次のように主張された。

89 円は、2029 年までの 5 年間で 1,500 円になるように計算したものであったが、毎年の引上げ率で計算すると 7.3%となる。

全国の加重平均 1,055 円の 7.3%が 77 円となるため、プラス 77 円を主張する。

なお、77 円は、山梨県最低賃金 988 円で計算する 7.8%となる。

イ 公益の見解

労働者側の検討結果を使用者側に説明することとされた。

また、使用者側との開きがあることから、さらなる検討を求めた。

(4) 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

労働者側の 77 円及びその根拠について説明したところ、次のように主張された。

各要素の上のほうである 5.4%を用いると 54 円となるため、54 円を主張する。

発効日についても検討したい。

大幅な賃上げとなると、事業者の準備もあることから一定期間を置くのが良いと考えている。

1 か月から 2 か月程度後ろに倒して、12 月 1 日頃が適当と考えている。

本日はこれ以上の歩み寄りには困難である。

イ 公益の見解

労働者側に使用者側の主張を説明することとされた。

(5) 労働者側との折衝

ア 労働者側の主張

使用者側の 54 円について説明したところ、次のとおり主張された。

先ほどは 7.8%の 77 円としたが、全国平均である 7.3%で計算した 72 円に長野県の 1,061 円に並ぶためのプラス 1 円で 73 円を主張する。

本日はこれ以上の歩み寄りには困難である。

イ 公益の見解

使用者側に労働者側の主張を説明することとされた。

(7) 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

労働者側の提示した 73 円を説明。

本日はこれ以上の歩み寄りには困難である。

(6) 公益の見解

労使ともに当初の数字より歩み寄りが認められたが、依然として開きがあるため、さらなる検討をお願いしたい。

(以上で金額審議終了)

(後藤部会長)

専門部会を再開したいと思います。

繰り返しになりますが、労使双方に個別にお話をお伺いしましたが、主張に、大きいとは言いませんが、小さくはない隔たりがありますので、本日は、これ以上の進展は見込めないと思われますので、いったん打ち切りたいと思います。

労使各側とも、もう一度歩み寄りをしていただければと思います。

公益委員からもたたき台となるような内容を検討させていただきます。

次回は、来週月曜日 8 月 25 日に第 4 回の審議を行いたいと思います。

次回の審議が、結審の予定となっておりますので、できるだけ結審に向かって進めていきたいと思っています。

また、労使双方におかれましては合意形成を図るべく、また、御協力をお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議事を勧めさせていただいて、(2)その他に移ります。

その他、各側でございますでしょうか。

【 （２）その他 】

（長谷川委員）

発行日の話も。

（早川委員）

それも含めて次回に。

（長谷川委員）

労働者側もどこまで我慢できるっているか、伸ばせるか。

（後藤部会長）

それでは、それもお伝えします。

今後、議論、歩み寄りの中で、使用者側から提案があったんですが、使用者側が歩み寄る条件という言い方がいいのか、ちょっとわからないんですが、やはり、ある程度の準備する必要もあるので、発効日については柔軟に考えていただけないかと。

柔軟にというのは、なるべく後ろのほうにということですかね。

（長谷川委員）

具体的に 12 月 1 日ではどうかと。

（労働者側委員）

そこまでですか。なるほど。

（長谷川委員）

そうすると年内は賃金の支払いが今までどおりになるから、12 月の賃金って 1 月になってから払うから、多分、普通にこのスケジュールで行くと、10 月 25 日。

（労働者側委員）

言われる前までは、10 月いっぱいでは結審すればいいかなと考えてはいたんですけどね。

11 月からの反映になればいいかなと思っていたんですけども。

（労働者側委員）

私個人の考えですけれども、発効日については、こういう言い方があっていかどうかかわからないんですけれども、金額の積み上げができるのであれば伸ばすことは可能。

それがなくて伸ばされるのはちょっと。

他の県については、発効日をずらすのはいかんとするところもあって、ただ私たち山梨としましては、発効日をずらしてでも少しでも賃上げができるのであれば伸ばして持っている考えはございます。

山梨としましては、積み上げができるのであれば発効日をずらして元は考えています。

(長谷川委員)

11月1日ならオッケーと。

(労働者側委員)

個人的な意見ですけれども、積み上げられるのであれば12月でも、考えています。

(労働者側委員)

組合とか、他県の方向性でいきますと、早い段階でも労働者側に分配をっていうのがありますから、議論を重ねてっていうのが。

(早川委員)

結局上がっても、上がっちゃったために働けなくなって、年末に調整で休まなくちゃならなくなっちゃって、上がらないほうが良かったって。

(労働者側委員)

かえって従業員がいなくなるっていうのも切実な問題ですし。

(後藤部会長)

そういう御意向があったので、また、次回の審議の時に御考慮いただける部分は御考慮いただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(各側委員)

(なし。)

(後藤部会長)

事務局からお願いしてもよろしいでしょうか。

(賃金室長)

先ほど、部会長からお話がありましたが、次回、第4回の専門部会につきましては、来週月曜日8月25日、午前9時30分からの開催となります。

場所は甲府市中小河原にありますポリテクセンター山梨で開催となります。

この2階研修室aにお集まりいただきまして、その後、それぞれの控室に移っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

ポリテクセンターの案内図につきましては、開催の案内の時にさせていただきます。

場所、大丈夫でしょうか、ちょっと入りにくいところではございますが、駐車場は広いところでございます。

よろしくお願いいたします。

(労働基準部長)

時間は、9時30分から14時まで、場所は押さえてあります。

間にお昼が入りますが、お昼をまたいでやるのかとか、いろいろお考えもあるかと思いますが、ぎりぎりまでやるんだったら14時までは大丈夫です。

仮にそこで結審までいかなかったというような場合には、一つは、こちらの場所は使えるんですけれども、何せ、車で30分くらいかかるので、皆さんでどうしてこちらで検討したりするのが現実的かということ、ちょっと難しいだろうなというようなお話になりますので、二つ選択あって、お昼を一つの目途として頑張るっていうのと、お昼はお昼として時間を取って、14時ぎりぎりまでやるっていう二つの考え方があるかと思います。

審議の進行状況によっては、まだやるぞっていうのであれば、お昼もちょっとオーバーする程度も踏まえてやっていただく形になろうかと思いますが、すいません、その辺も御検討をよろしくお願いいたします。

(後藤部会長)

月曜日の審議の様子を見て、どうするか、先にリミット言っというて、一発回答にしますか。

できましたら、次回決まれば一番いいのかなというふうには思いますが、ただ、他方で議論自体はある程度尽くして、100%とは言わないまでも、今年もやったなという納得感を持って終わりにできればと思いますので御協力をお願いいたします。

開始時刻は何時でしたっけ。

(賃金室長)

9時30分です。

(後藤部会長)

9 時 30 分、今日と同じですね、開始時刻は。

ほかに何か、事務局あるいは委員の皆様、ありますか。

(各側委員)

(なし。)

(後藤部会長)

それでは、これで、第 3 回目の専門部会を終了したいと思います。

本日の議事録の確認は、白倉委員と早川委員にお願いします。

よろしくお願いします。

それでは長時間お疲れ様でした。

ありがとうございました。